

伊奈町文教民生常任委員会

令和5年6月15日（木曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和5年6月15日(木)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前08時58分

・休憩 午前08時59分

・再開 午前09時43分

・休憩 午前09時50分

・再開 午前09時50分

・休憩 午前10時36分

・再開 午前10時36分

・休憩 午前10時43分

・再開 午前10時44分

・休憩 午前10時50分

・再開 午前10時51分

・休憩 午前10時56分

・再開 午前10時56分

・休憩 午前11時07分

・再開 午前11時07分

・休憩 午前11時17分

・再開 午前11時28分

◎閉会 午前11時43分

4. 出席委員名

委員長 戸張光枝

副委員長 藤原義春

委員 富井篤弥、仲島雄大、山野智彦、栗原恵子、五味雅美、上野尚徳

5. 欠席委員氏名

なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 大津真琴 局長補佐 釵持潤子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関口大樹

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 石田勝夫、健康福祉統括監 増田喜一、教育次長 瀬尾奈

津子、企画課長 秋山雄一、企画課主幹、猪俣範綱、総務課長 森田範仁、
社会福祉課長 影山歩、いきいき長寿課長 小林薫子、子育て支援課長 秋
元和彦、健康増進課長 白坂清美、教育総務課長 吉川誠一、学校教育課長
鈴木冬樹、学校給食センター所長 小坂真由美

開会 午前 8時58分

○戸張光枝委員長 ただいまから文教民生常任委員会を開会いたします。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したい旨の申出は今のところありません。伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、申出があった場合は許可したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

ここで、当委員会に付託された案件の審査に入る前に休憩し、関係する現地の視察を行います。

これより休憩いたします。

休憩 午前 8時59分

再開 午前 9時43分

○戸張光枝委員長 では、休憩を解いて会議を開きます。

それでは、大島町長にご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は文教民生常任委員会開催前に小針中学校を視察いただきまして、ありがとうございます。トイレを見ていただいたということで、42年開校以来たっているということでありまして、40年以上たつとあんな感じになっちゃうのかなというのが改めて分かりました。改修はやはり必要だなというのをつくづく感じた次第です。

それともう一点、ご審議いただきました例の多目的のトイレ、あれを見て、ああ、大きい表示ですごく使いやすくて、こういうのがやっぱり学校には必要だなということを特に感じて帰ってまいりました。大変ありがとうございました。

今日は、この後3つの議案を提案をさせていただきますけれども、慎重審議を重ねましてご承認賜りますように心からお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託されました案件は、議案3件であります。これらの議案を一括議題といた

します。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での調査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第42号議案 令和5年度伊奈町一般会計補正予算（第3号）の所管事項について質疑を行います。

7ページから10ページの第3款民生費について質疑はございませんか。

では、五味委員。

○五味雅美委員 価格高騰対策生活支援給付金事業について伺います。

○戸張光枝委員長 すみません、五味委員、ページをお願いします。

○五味雅美委員 今資料のほうを見ているので、少し待ってくださいね。

8ページですかね、1,465万6,000円です。9ページですね、9ページの1,465万6,000円のほうですが、資料見ますと、価格高騰で影響を受けた低所得世帯ですね、それと家計急変世帯、1万5,000円と3万円という2種類に分けてというのがあります。これ、家計急変世帯はどのように把握するのか。これは本人からの申請という形になるのか、その辺をまず伺いたいんですが。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 家計急変世帯につきましては、令和4年1月1日から12月31日までの間に予期せず家計が急変し、世帯全員の住民税が非課税世帯と同様にあると認められた世帯を該当とするものでございます。こちらにつきましては、町のほうではどのぐらい家計が急変したか分からないので、ご本人から申請していただくものになります。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうすると、約30世帯と見積もっているわけですけども、これはおおよそということだと思えます。そうすると、漏れなく対象になる人については申請するようにという相当周知が必要ではないかと思うんですが、その辺はどのように対策立てられますか。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 様々な問合せや相談をいただく中で、丁寧に対応して申請につながるようお伝えをしていきたいと思っております。

また、広報紙ですとかホームページですとかLINEとか各種SNSを使いましてきめ細やかな情報提供を努めるとともに、より分かりやすいものとなるよう周知や内容についても

工夫してまいりたいと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 すみません、資料のほうでいいですかね、議案のページじゃなくて資料のほうでお願いしたいんですが、全員協議会で配られた資料で伺っていきたいんですけれども。

今、推奨事業の1番目を伺いました。2番目、3番目が同じ価格高騰対策で、事業所、障害福祉事業所、それから介護事業所となっています。これが、1万円、3万円、6万円、訪問系、通所系、入所系というふうに3ランク分かれていますけれども、この1万円、3万円、6万円という単価を決めた、どのような形でこの単価が決められたのか伺いたいと思うんですが。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時50分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 この価格高騰対策のほうで幾つかの事業がある中で調整されたものと思いますが、担当としましては、また機会を捉えて支援に努めていきたいと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 健康福祉統括監。

○増田喜一健康福祉統括監 少し補足をさせていただきたいと思います。

今回、障害者及び介護事業所につきましては、今ご指摘のとおり金額を支援するという事になったんですが、前年度とは少し変わっております。今回交付金につきましては、健康福祉部門で様々な方々に対して支援をするということで幾つかの手を挙げさせていただきました。全員協議会の配付資料を見ていただきますと一番下にありますけれども、2億4,800万円ほどの額の中で健康福祉部門が2億3,800万円ほど、95%程度の配分をいただきましたので、その中で広く事業所を支援するために価格を見直させていただきました。その根拠といたしましては、近隣の取組ですとかそういったものを参考にさせていただいたところ

でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ありがとうございます。

次いで、5番目ですけれども、子育て支援課の保育所緊急支援、これについて細かく、高圧電力2,600円とか都市ガス470円、プロパン140円、食材費2,000円というふうに、これも単価が設定されていますけれども、これの単価設定の根拠を伺いたいんですが。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 まず、こちらの事業でございますが、県との共同事業という形になりまして、単価につきましては、全て県のほうで価格設定をした単価となっております。

対象となるのが、電力・ガス、給食、食料費の3部門に分かれてございまして、まず、電力の場合ですと、高圧電力を使っている事業所につきましては2,500円、低圧電力を使っている事業所につきましては、現在経済産業省のほうで1月から家庭、企業に対しまして月2,800円ほど既に補助を実施しているということで、低圧電力を利用している事業所については補助の対象外という形になってございます。また、プロパンガスにつきましては140円、都市ガスについては470円、給食費については一律2,000円ということで、こちらは全て県のほうでこの単価を決める際に各施設に事前に大体月どのぐらいの料金がかかっているかという調査をしまして、その上昇率等を加味して6か月分の補助単価という形で県が算出したものとなっております。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 はい、分かりました、ありがとうございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 続きまして、栗原委員。

○栗原恵子委員 同じく9ページの価格高騰対策介護事業所等緊急支援給付事業ですが、それぞれ訪問系、通所系、入所系と金額が出ているんですが、これの根拠と、あと事業所からの要望等は上がっているのかということをお聞かせください。

○戸張光枝委員長 いきいき長寿課長。

○小林薫子いきいき長寿課長 まず、単価の根拠でございますが、これにつきましては、先ほどご説明したとおりになっております。

また、事業所からの要望ということですが、特にまた続けて欲しいという直接的な要望と

いうよりは、前回令和4年度の事業についてはとても助かったというようにお声を伺っております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 五味委員と重複しているところがあって、すみません。

要望について前年度と同じようにというお話でしたが、事業所にとってはお困り事が多々あると思うので、しっかりその辺も含んで今後対応のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○戸張光枝委員長 続きまして、山野委員。

○山野智彦委員 私も全員協議会の資料でお伺いしたいんですけども、まず、全体の予算額の説明のところをお願いをしたいのですが、資料のほうでは①の低所得世帯支援枠と②の推奨に分かれております。表の真ん中ら辺の予算額の下のところ、①のほうは7,776万円と1億1,985万8,000円と2段書きになっておりまして、この関係をもう一度ご説明をお願いしたいのですが。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 ①番の低所得者世帯、上のほうでご説明いたします。

欄外の最初の7,776万円につきましては、低所得世帯支援枠で国のほうから現在のところ示されている上限額、2行目の1億1,985万8,000円というのは、このメニューに充てるべき事業の合計額で、その下の△4,209万8,000円というのは、その差額というところで、1番のメニューについては、秋以降に実績報告があると上乗せで少し上限額が動くと言われてはいますが、現在のところの暫定の上限額を示しておりますので、目安のためにこちらの一番上の額を載せております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 では、下のほうの数字も同じということでございますかね。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 はい、2番の推奨事業メニューにつきましては、一番上の1億42万1,000円というのは後々変更があるかどうか、そこは連絡は来ていないのですが、考え方は一緒でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 それで、令和4年度も同じような給付金があつて、そのときは例えば非課税世帯は1世帯5万円と、今回3万円というふうな位置づけになっているわけなんです、事務費ですね、1,485万8,000円というのがこの1番のところにはかかっておりまして、これは下を見てもそんなに事務費がかかっているものはないんですけれども、また、前回同じような枠組みでやっていますから新たなシステムとかも考えられないんですが、なぜこのような金額になっているのか、ご説明をお願いいたします。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 まず、事務費の内訳でございますが、受付業務や入力を行っていたく派遣業者をお願いする手数料が348万9,000円、パソコンやプリンターなどにつきましては、買取りで備品にはいけないという要件がございます、リースで行う予定としております。こちらのほうが650万5,000円かかるという内訳になっております。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 これは、では、令和4年度に5万円を支給したときにも、同じように千何百万円かかっているのでしょうか。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 そのとおりでございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 2回合わせて3,000万円以上の事務経費をかけるという、このやり方についてはどうなんでしょうか、妥当なんでしょうか。

○戸張光枝委員長 健康福祉統括監。

○増田喜一健康福祉統括監 予算書の8ページと9ページをご覧くださいれば助かります。

今社会福祉課長ご説明したとおり、8ページのところで事務費がたくさんかかっているんですが、主なものとしましては、8ページの中ほどの11番役務費の手数料、これはご説明したとおり人材派遣を使いますのでその経費、また一番大きいのが、13使用料及び賃借料の事務機器賃借料で650万円ということでございます。この650万円のリース料につきましては、予算編成に当たって取り急ぎ見積りを取った数字でございますので、委員ご指摘のとおり高いと感じる部分はございますので、また業者と交渉するなり、そういった価格の軽減につきましては取り組んでまいりたいと思いますし、今申し上げました人件費、人材派遣の手数料

ですとかパソコンのリースなんですからけれども、9ページの価格高騰対策生活支援給付事業、均等割世帯のみの方の支援事業でも共有して使うものとして計上してございます。委員ご指摘のとおり、なるべく事務費につきましては効率的に活用できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 はい、分かりました。

前にちょっと一般質問でも取り上げたんですが、給付金支給するときに事務費がかかり過ぎるようでは本末転倒なんだと思うんですね。税金を使って、また赤字を使ってやるという形を取っていますので、赤字国債を発行して借金で配っていて、後で増税するという話でやっていますので、少しでもやはり真水を増やすべきだと思いますので、国から、県から来たものですから町としてはしようがないというところがあるとは思いますが、ぜひ問題意識を大きく持っていただきたいなと思います。

次に、1番の対象世帯数についてお伺いしますが、令和4年度12月の議会のときには、住民税非課税世帯3,900世帯と資料に残っていたんですね。今回3,500世帯ということなんですが、これは400世帯対象が減ったという理解でよろしいのでしょうか。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 こちらの対象世帯を積算するに当たりましては、令和4年度支給対象世帯が3,169世帯ございましたので、そちらに増加率の10%を掛けて約3,500世帯としたものでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 実態に合わせた修正ということで理解いたしました。

下のほうの5番の保育所、幼稚園関係で単価の設定は県がやったということでご説明いただいておりますけれども、2分の1になっているんですね。保育施設の金額の2分の1が幼稚園の単価になっているということで、これについての考え方は何か、聞いておられれば説明をお願いします。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 こちらのほうの内訳でございますが、まず、今回保育施設と幼稚園という形で2種類提案のほうをさせていただいております、それぞれ保育施設につま

しては厚生労働省の管轄、また、幼稚園については文部科学省の管轄ということでそれぞれ異なっているんですが、今回補助が出るというのが保育部門の部分だけということで、こちらのほう、県の2分の1の補助を使いまして、保育施設の幼稚園を抜かした部分の2分の1の収入ということで上げさせていただいております。ぴったり半額になってないというのは、各施設ごとに1,000円単位で端数処理をしている関係で119万4,000円の歳入を見込んでいるところでございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 すみません、理解できなかったんですが、県からは幼稚園の金額が出るので、それをそのまま流用したということでしょうか。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 保育部門につきましては、2分の1の補助、県の補助があるということなんですが、幼稚園部門の文科省の担当部門につきましては、県が直接10分の10ということで園に補助をするということで町のほうには補助が入ってこないということで、保育園の部分だけの計上という形になってございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 はい、分かりました。

○戸張光枝委員長 続きまして、藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 おはようございます。よろしく申し上げます。

今ほとんど内容として今重なったんですけども、おっしゃっているように、コンピューターのリースとかそういった関係の事務費ですね、これできるだけ減らすような形で、見積り合わせをして減らすとかいろんな方法あるかと思うんですけども、事務費はできるだけ減らすようにしていただければと思います。重なったので、私は結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 まず、低所得世帯支援枠、その絡みなんですけれども、3,500世帯とあるんですけども、対象人数としては大体どれぐらいの人に行くのか、1世帯何人なのかあれなんですけれども、その人数が分かればお聞かせいただければと思います。

その下の価格高騰対策生活支援給付金給付事業のこの850世帯についてもお願いいたします。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 大変申し訳ございません。世帯については積算しておりますが、人数につきましては、申し訳ございません、把握しておりません。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 それでは、家計急変世帯なんですけれども、これは具体的にどういう線引きをするのでしょうか、お聞かせいただければと思います。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 先ほども申し上げました、1年間で予期せず家計が急変して非課税世帯と同様の世帯にある世帯を家計急変世帯とするものでございますが、具体的には、例えば1か月分の給料明細書とかを持ってきていただきまして、それを12か月分掛けて、それが1人世帯93万円以下の世帯ですと家計急変世帯として対象とするものでございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 それでは、差額、今までとの差額ということではなくて、金額を決めた部分で一定の金額より下がった人に給付するということよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 そのとおりでございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 それで、これらの給付金なんですけれども、どのタイミングで、こういった形で支払う予定なのか、お聞かせください。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 まず、補正予算を可決いただきましたら速やかに着手してまいりたいと思っております。4つパターンがございまして、前回給付を受けた世帯で口座番号に変更がない世帯につきましては、書類を返送していただく必要はなく自動振込になります。その世帯につきましては、7月の中旬から下旬までには支給を行っていきたいと思っております。

それから、前回給付を受けた世帯で口座番号に変更がある世帯につきましては、書類のほうに新しい口座番号を記入して返送していただく必要がございます。こちらにつきましては、8月上旬頃支給していきたいと思っております。

それから、前回支給を受けていなくて新たに今回非課税世帯として対象になった世帯につきましては、確認書をお送りさせていただきまして返送してもらうということになりまして、

こちらは8月中旬ぐらいをめどに支給していきたいと思っております。

それから、また、転入ですとか家計急変世帯の方につきましては、こちらでは把握できておりませんので申請をしていただく必要がございます。こちらにつきましては、返送してから1か月以内には遅くても支給をしていきたいと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 そういう意味では、家計急変世帯の把握が難しいのかなという話だと思うんですけども、これに対する周知はどういうふうに考えていますでしょうか。それと、あと、いつ頃までに今の話、支払いを終わらせようと考えているのか。2点お聞かせいただければと思う。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 家計急変世帯につきましては、やはり把握が難しいものでございますので、ただ、社会福祉課に生活困窮で相談に来た方につきましては、こういうものが該当になるんじゃないかということで丁寧にご説明させていただきたいと思っております。

また、受付期間を7月から9月末と考えておりまして、事業完了は12月末を考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 今度子育て世帯の給付事業に関してですけれども、こちらと同じように支払い方法と支払いの初めと期限、お聞かせいただければと思います。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 こちらにつきましては、対象者が前年度と同様ということもございますので前年度のデータを活用しまして、こちらの議会が終わり次第、対象者のほうに通知をさせていただきますして、銀行と契約を結びまして、8月中には約9割以上の方については振込ができるのではないかという形で考えております。

また、こちらの対象のほうにつきましては、転入や新生児、新しく生まれた子供も対象という形で考えてございますので、そちらのほうは、今年度事業ということですので2月いっぱいまでの方については対象という形で考えてございますので、その方を考えますと3月末までには、今年度いっぱいまで事業が継続して続く予定と考えてございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

保育所等緊急支援給付事業なんですけれども、これが、単純に分からなくて教えてもらいたいんですけれども、例えば高圧電力2,500円掛ける180人（2施設）となっているんですけれども、これは180人に給付するという、2施設で180人に給付するということなんでしょうか。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 こちらは県の補助事業という形になってございまして、県の示す基準の単価が、高圧電力を利用している施設につきましては、各園の定員数掛ける2,500円で積算しなさいというマニュアルが示されておりますので、それに基づいて計算した数になります。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 県の部分だからという話だということなんですけれども、人数を掛けて施設に支払うということで、これが実際保護者だとか園児に還元されるような形になるんですか。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 こちらの事業につきましては、ガス、電力、給食費の3つが対象となつてございまして、それぞれの単価で設定されたものを各施設の定員数掛けて積み上げたものが各園に給付されますので、当然給食費などでは、利用している園児にも還元はあるものと考えてございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 今回のこの給付金は、給付金受けた人のほうにとっては課税になるのか、非課税になるのか、お伺いします。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 非課税世帯につきましては課税の対象にはなりません、均等割のほうが一時所得の該当になるようでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

11ページの第4款衛生費について質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

12ページの第9款教育費について質疑はありませんか。

では、富井委員。

○富井篤弥委員 食材費の高騰が深刻ですが、920万9,000円の補正額で子供たちの安心・安全な給食を十分に維持できますでしょうか。コロナ禍以前と比較して給食の量とか質に変わりはないでしょうか、伺います。

○戸張光枝委員長 学校給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 今のご質問に対しまして、この補助金が入らない場合をお話しさせていただきます。

昨年度から物価高騰によりまして給食食材もかなり値段が高騰しております。この4月におきましても、こちらが想定している以上に価格が高騰しておりましたので、給食の質であったり量であったりエネルギーというものが保てないと給食センターとしては判断しておりました。それにつきましては、給食費自体を改定するという事も視野に入れながら、給食の献立内容であったり給食費を審議していただく学校給食センター運営委員会というものがございまして、そちらのほうで昨年度から審議をしていた中でございます。

今年度につきましては、やはり給食費が今のままでは、先ほど申し上げたとおり、子供に対して必要な栄養素が取れないということもありましたので、給食費そのものをやはり改定しなければ、増額しなければそれを保てないというような判断になりましたので、今年度そのように進めているところです。本来給食費自体は保護者から食材費ですので徴収しますが、今回給食費を改定することによって保護者の負担が増えるというところがございます。その保護者に対しての負担を軽減するという意味で、今回1食当たり20円という設定でこの補正を出させていただいた経緯でございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 給食費の1か月分当たりをこれから上げるという認識でよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 学校給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 4月から給食が始まっていますが、1学期にしましては今現在納めていただいている給食費で賄うことができます。その理由としましては、1学期は給食の回数が4月頭からではなく4月の中旬から、また、7月にしましては7月の半ばまでということで、徴収した額で何とかやりくりができます。

ただ、2学期以降につきましては、8月末から給食が始まり、2学期は12月の末まで、また、3学期におきましても1月の頭から3月の中旬まで給食がございますので、今回補助にしましては、2学期分と3学期分というような設定でさせていただきます。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 ありがとうございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 続きまして、五味委員。

○五味雅美委員 同じく今のところなんですけれども、伺いたかったのは、じゃ1学期はどうだったのかということで、今ご答弁がありまして徴収した給食費の中で賄えた。実際、物価が高騰していると思うんですが、賄えたということはどういう意味なんでしょうか。何か逆に言えば、過剰に徴収してたのかということではないんでしょうか。

○戸張光枝委員長 学校給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 賄えたという理由としましては、今回物価が上がって、特に上がったのが子供たちが毎日飲んでいる牛乳であったり、小麦の価格高騰によりましてパンや麺の食材費が大きく上りました。上げ幅としましては、昨年同期に比べますと、牛乳ですと4円から5円、それとパン、麺にしましては同じく4円から8円ほど上がっております。ですので、この1学期にしましては、主食を精米を使ったご飯の回数を増やし牛乳やパンに相当するようにしたこと。

それと、副食にしましては、いわゆるかさ増しという言い方が妥当かどうかですが、例えばサラダにおきましてはメインになるもの、例えばブロッコリーのサラダとなれば、通常ですとイメージするのはブロッコリーだけとか、あとは彩りが入ってニンジンという形になると思うんですが、そこに価格の少し安いモヤシとかほかの食材を組み合わせるサラダを作るといったようなことをいたしました。

また、例えば唐揚げをイメージしていただきたいと思うんですが、本来皆さんご家庭でやる際には生のお肉を使って唐揚げをやると思うんですが、そちらのほうも単価が上がってお

りますので、いわゆる冷凍食品にすれば唐揚げではなくクリスピーチキンというものであったりとか、あと、お肉ではなく魚の場合は、生の切り身のお魚ですと単価が高いので、それで代わるものとしてフリッターとかを使って提供するというような食材の変化、あと献立の工夫ということでこの1学期は乗り越えた状況ですので、決して徴収した額が多かったということではございません。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 大変いろいろ工夫していただいて維持していただいたということは分かりました。

それで、栄養等については、下回ることなく維持できたということだと思っておりますが、ざっくり、そういう工夫、例えば1学期の場合に、現在ですけれども、1学期の場合に今までの価格が上がる前と比べて工夫した段階でどのぐらいの値上がりになっているのか。その工夫は、だからそれで限界だということなのか。それで20円ぐらいの補助をしていかなくちやいけないということだと思っておりますけれども、それは現状の工夫を維持してという意味なんでしょうか。

○戸張光枝委員長 学校給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 単純に比較しにくいところはございますが、今回20円積算するに当たっては4月の献立を比較しました。4月というのは新1年生が入学してきますので、子供たちが初めて食す給食ですのでなるべく食べやすく、また、自分たちで配膳しますので配膳しやすい献立を作っております。この令和5年の4月に関しましては、昨年度から物価が上がっていったのでいろんな工夫、先ほど申し上げたような食材の選択と献立の工夫をしまいましたが、この4月の平均単価、1食当たりの単価としましては299.74円でした。同じように4月の献立を昨年の物価で計算したところ、280.64円という金額が出ております。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 続きまして、栗原委員。

○栗原恵子委員 アレルギーのあるお子さんに対しての対応をお聞かせください。

○戸張光枝委員長 学校給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 給食センターでは、設備の関係上、アレルギー対応食に対応できない環境でございます。ですので、各学校から学校を通してアレルギーがあるお子さんに関しての情報をいただいた際、各献立に使われている成分表を配付したり、献立表に主に乳アレルギー、卵のアレルギーを示すようなマークをつけた献立表を作っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 ありがとうございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 続きまして、藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 今の説明を聞いていましたら、物すごいご苦労されて、工夫はかなりされているようなんですけども、ちょっとそれを再度おっしゃっていただくわけじゃないんですけども、例えばこんな食材も著しく高くなったのもう使えなくなったとか、あと、先ほどの説明では運営委員会でいろいろ審議するという事なんですけれども、大体どのような審議がなされたのか、ざっくりとおっしゃっていただければありがたいかと思います。

○戸張光枝委員長 学校給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 最初の質問の食材をやめたというものに関しましては、やめるという選択の中には、食材を変更したというような捉えを取っていただきたいと思います。ですので、繰り返しますが、生食の肉ではなく冷凍のフリッターを使うというようなところが挙げられるかと思います。

それと、運営委員会におきましては、この運営委員会のメンバーを説明させていただきますと、学校に関係する方ということで各小・中学校のPTAの会長であったり各学校の校長、あとは衛生面から薬剤師会の方、子供に関わる民生委員、鴻巣保健所の方に入っています。全部で18名おります。通常年2回運営委員会を開催しているんですが、物価が上がり始めておりましたので昨年10月に臨時の委員会を開催させていただき、ニュースや新聞で情報を得ているような物価の上昇幅であったり、各業者から上がってきた単価表であったり、そういうものを会議の中でお示ししました。先ほどと同じように、例えば11月の献立を今年度の価格と昨年度の価格で比較しまして、これだけ上がっていますというようなことをお示ししまして、これではやっていけないですよというようなところを審議していただいた経緯がございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 相当いろいろご苦労されているなというのを感じるんですけども、教育を総括する部門ということでお聞きしたいんですけども、そこまでいろいろ工夫されてやっていて、今回は1食20円ということなんですけれども、その辺の苦労とか工夫の段階で考えたら、例えば1食40円ぐらいの補助にしても、もうちょっと、例えばこれで町としてこれだけは出さなければいけないとか、もうちょっと要求しなければいけないとか、そういったお考えはどうなんでしょうか。あればおっしゃっていただければと思います。

○戸張光枝委員長 教育長。

○高瀬 浩教育長 給食費のことにつきましては、3年に一度検討するというので、もう何年も前から進めておるんですね。それで、令和4年度がそれに当たる年でして、検討してきました。当然値上げをしなければならないなということも分かっていたわけです。

そういう中で、令和4年度につきましては、食材費の補助ということでこちらのほうで認めていただいて、それで何とか乗り切ったというところなんです。令和5年度につきましても何か補助をいただけないかなということを考えながら、もうぎりぎりのところで値上げを踏みとどまりながら進めてきたところなんです。

そういった中で給食センターの運営委員会のほうから、また教育委員会の考えとしまして、もうここで踏みとどまれない段階まで来ておまして、それで2学期から値上げをするということで、その値上げもできるだけ最低のところへ抑えながら何とかやり切る、やれる段階まで金額を下げた形で案をつくりまして、それで運営委員会のほうで給食費の値上げ、2学期からということに決まりました。

その分を今回のこの町のほうのこの支援事業におきまして認めていただくということでありまして、前回の令和4年度の食材費の補助と見た目は余り分らないんですが、分かりやすく言い換えますと、前回は給食センターのほうに補助をした形ですが、今回は保護者に補助をする、値上げ分を補助するというので、保護者のほうからの負担は増えないというふうにさせていただいています。

金額、もっといろいろ食材をさらに良いものとか、いろいろ考えればあるんでしょうけれども、今回は最低限のところを抑えてあります。

以上です。

○戸張光枝委員長 藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 あと1点、先ほどおっしゃった冷凍食品でやると安くなるんでというこ

とがありましたけれども、加工肉とかソーセージとかハムなんかですけれども、そういったものとか冷凍食品など、若干健康に悪いものもあつたりはするんですけれども、そういったもので本来健康であるべき栄養素等を考えたのか、そういった工夫によって加工肉とか冷凍食品が増えたりして、健康を害したりするという不安はないのかなと少し思ったりするんですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○戸張光枝委員長 学校給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 委員がご心配な点はあるかと思います。ただ、学校給食食材に関しましては、アレルギー対応のものを使っていたり、国産の食材を使っておりますので、委員がご心配されるような不安はないものと認識しております。

○戸張光枝委員長 藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 ありがとうございます。以上でいいです。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 今たくさんいろいろ努力していただいているというところで感謝申し上げるところなんですけれども、今までの話と重複するんですけれども、920万9,000円は、さっき教育長おっしゃったように、給食センターのほうに入るんじゃなくて保護者に戻すというような認識で、1食当たり20円ということで、1人当たりそうすると幾らぐらいの形で戻すのかということと、どういった形で支給するのかということをお聞かせいただければと思います。

○戸張光枝委員長 学校給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 表面上は保護者に返金するのではなく、給食費を値上げしますので、20円の上乗せ分に関しましては、支出の方法としては昨年度と同じように、食べたお子さんの人数掛ける20円分を町から給食センターの私会計用の通帳に入金していただくというような方法を取りたいと思っております。

○戸張光枝委員長 教育長。

○高瀬 浩教育長 紛らわしくて申し訳ありません。

保護者への通知になりますが、この後に、ここでまた最終日迎えて認められた場合ですが、給食費は値上げしますというお手紙を出します。なお、この値上げ分につきましては町で出しますと。そういうような段階を踏んで、保護者からの納める金額が変わらないということでもあります。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 はい、ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 続きまして、五味委員。

○五味雅美委員 今回の給食センターへの補助と保護者への補助との支払いが実務的にどういふふうになるのかというところで伺いたったんですけども、そうしますと、保護者に対しては2学期から給食費が20円上がりますと、1食20円上がりますという通知がまず出るといふことで、以後、2学期、3学期は町が補助しますけれども、それは2学期、3学期までの話であって、来年度以降は上がった金額でいくんですよということになるということですね。

○戸張光枝委員長 学校給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 委員おっしゃるとおりでございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 分かりました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 食材の高騰ということで、例えばブロッコリーやニンジンを何かモヤシにされたりとか、あとは唐揚げとかそういうものを何かクリスピーチキンにされたとか、そういう話を伺いましたけれども、今、各学校でリクエスト給食をされていると思うんですけども、こちらのリクエスト給食につきまして応えられておりますでしょうか。また、今後こちらのリクエスト給食という仕組みについて続けられますでしょうか、伺います。

○戸張光枝委員長 学校給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 リクエスト給食に関しましては、今年度も実施してございます。各学校から毎月学校を変えてリクエストをいただきますが、その中で実際使えるリクエストは、極力献立に反映しております。

以上です。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 今後とも子供たちにとって楽しい給食を作れるように頑張ってください。よろしくお願ひします。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲島委員。

○仲島雄大委員 今、埼玉県も中心にして食育というような考え方が進んでいると思いますが、これだけ食材を工夫しながら、その食育という部分に関してはどのような考えを持っていらっしゃるのか、教えていただけるとありがたいと思います。お願いします。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

学校給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 食育に関してましては、行事食を献立に取り入れております。行事食、例えば5月ですとこどもの日があったり、あと7月になれば七夕がございますので七夕らしい食材を使って献立に入れるということをしております。あと、この6月は食育月間というところがございます。また、秋口にも食育に関する月間がございますので、そういう際には献立表にも今月は食育月間ですという食育に対する考えを載せたり、あと、給食センターには栄養士、栄養教員というものが2名配置されておりますので、その教員が各学校に出向いて食育の授業を行っているということもございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 仲島委員。

○仲島雄大委員 ありがとうございます。よく分かりました。

今後ともよろしく願いいたします。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

町長。

○大島 清町長 いろいろありがとうございます。たくさん意見をいただいて。

この20円という金額を上げるというのを2学期からということ、先ほど教育長が話をしましたけれども、これ町で持つのがいいよねという、そんな話の中からいろいろ事務局レベルで相談をさせていただいて、ご父兄の方々に負担いただくというのは今のこの状況だと大変だからということで、3学期まで頑張って20円は町で出しますという、そういう形にしよう

ということが今回の話なんです。

いろいろあって、値段が上がって、サケが今度はサバになっちゃうよという、そんな話が出たり、具体的に言うとはですね、ですからそれだけ食材が上がっているよと。子供たちには、栄養のバランスはしっかり取ってもらわなくちゃならないし、一番大事なときでもあるから、栄養士の皆さん方が苦勞して栄養が偏らないようにということでやっていただいておりますので、何としても確保だけはしなくちゃということの流れの中で、20円というのをとりあえず3学期までは町で出そうということを決めさせていただいたのが、この結果でございます。

来年は20円値上がっちゃうということがあるかもしれませんが、この辺のところはこちらの予算状況等々を見て、またそれぞれ考えていきたいなと思っております。

当面の間、3学期まではご父兄の皆さん方には負担をかけないといえますか、今までと同じ金額で払ってもらうということにさせていただいたというのが今回の事情でございます。

いろいろたくさんご意見をいただいて、大変うれしく思います。参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

質疑はありませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がないので質疑を終わりにします。

続いて、討論を行います。

第42号議案のうち所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第42号議案 令和5年度伊奈町一般会計補正予算（第3号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第42号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第46号議案 工事請負契約の締結について（伊奈町立伊奈中学校校舎トイレ等改修工事）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 今回の入札事業者数は4社でした。その中で入札価格が最も低かったのは加納工務店でした。加納工務店は、伊奈町内においては小針小学校北校舎のトイレ改修工事の実績がございます。今回の伊奈中学校のトイレ改修工事では、1億4,350万円で入札したため失格となりました。入札結果を受けて、この最低制限価格の設定額は適切であったか、お考えを伺います。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 こちらにつきましては、伊奈町で伊奈町建設工事最低制限価格取扱要綱、こちらで設定額の算出を定めておりますので、これにのっとった制限価格を定めたものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 承知いたしました。

あと、今回落札事業者の契約額と最低制限価格がともに1億5,939万円と完全に一致しました。これにつきましてなんですけれども、これまでの前例とか物価の推移、伊奈町建設工事等最低制限価格取扱要綱などの公表されている情報を基に徹底的に計算すれば、最低制限価格に近い価格を正確に算出できるようなものなのではないでしょうか、ご見解を伺います。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○森田範仁総務課長 最低制限価格の設定につきましては、例えばこの要綱で申し上げますと、直接工事費であったり共通仮設費、現場管理費、一般管理費と、そういった区分に一定の率

を掛けて算出しているわけでございます。町で予定価格を積算し、それに業者が手を挙げてくるわけでございますが、今言った4項目等々の中で各事業者が、社会情勢を加味して額をはじいていただくことになろうかと思っておりますので、できるかどうかというところは、私のほうからなかなか即答できるものではございませんが、そういった面でご検討いただいているものと認識しております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 承知いたしました。

以上です。

○戸張光枝委員長 続きまして、上野委員。

○上野尚徳委員 いい金額の工事ですのでお伺いしたいんですけども、先ほど視察に行ったのと同じような内容で施工箇所と、あと施工内容ということで、現状幾つから改修後は幾つになるのかというところをお聞かせいただければと思います。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 伊奈中学校のトイレ改修の内容でございますが、施工箇所としましては、伊奈中学校も4階建ての校舎でございますので1階から4階までの生徒用トイレ7か所、職員用トイレ1か所ということで、トイレの箇所数としては8か所のトイレ改修工事でございます。

また、改修の内容としましては、小針中学校と同じような形になりますが、トイレの洋式化、床、壁、天井、配水管等と、自動手洗い水洗、照明LED化などの全面改修。

あと、現状から改修後でございますが、今現在、大便器につきましては、和式が36基、洋式21基ということで57基の大便器がありますが、これが全部洋式化となります。ただ、洋式便器にすることで若干スペースを取ることになりますので、改修後は全部洋式で、数が48基になります。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 この48基というのは、それで今の伊奈中学校の状況から考えたときに十分満足しているという認識でよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 既存よりも便器の数は減りますが、トイレの便器の数と生徒数の関

係で妥当かということですが、基本的に今現在、伊奈中学校の生徒が若干減少傾向にあり、また、今この大便器の学校に必要な便器数の基準というのは、色々な基準がありますが、例えば労働基準法における事業所の便器の数であったりだとか、あと、衛生学会が出しております便器の基準等とかいろいろあるわけなんですけど、その中、今ある代表的な基準を見比べても、非常に快適に利用できる数であると認識しております。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

今度は金額と施工内容のことについて伺いたいですけれども、1億5,939万円の税込みということで、トイレの単純に洋式化というだけでなく、付随工事だとかそういうものがあるんじゃないのかなと思います。それを挙げていただきたいのと、それに絡めまして見積りのほうの大項目、何とか工事だとかという部分と金額、大きい部分だけで結構ですので教えていただければと思います。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 施工内容で、まず、伊奈中学校に関しましては、校舎が一体的で一括で工事を実施いたしますので、その間、トイレ改修工事に入りますと校舎の中のトイレが全て使用禁止になってしまいますので、伊奈中学校につきましては、校舎に近接して仮設トイレを設置する予定でございます。先ほど見ていただいた小針中学校に関しましては増築校舎がございますので、工事中も増築校舎のトイレを使えるんですが、伊奈中に関しましては施工中、校舎のトイレが全て使用禁止になってしまうので、仮設トイレを16基設置するところと、先ほど説明が足りなかったのですが、生徒用トイレ7か所を実施するんですが、1階部分に多目的トイレを1か所新設する予定でございます。ということですので、小針中学校と比べますと、伊奈中学校のほうが非常に施工の工種が多い状況でございます。

また、設計に関するところですが、先ほどにもいろいろと話がありましたが、やはり今物価高騰等がございますので、昨年度の設計額と比べますと、今回発注した設計額というのはやはり10%ぐらい上がっていると捉えております。今回4月に入札ということで4月当初に設計を上げて起工を回しておりますが、この設計の内容といたしましては、今年3月の最新の単価に入れ替えて設計額を見直したもので起工して入札をかけていただいております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 説明が足りなくて申し訳ございませんでした。

工事費の項目でございますが、非常に大雑把な項目になりますが、設計額で建築工事の部分で大体7,000万円、電気工事が740万円、機械設備工事が4,500万円というような、直接工事費でございます。この直接工事費に経費を足したものが設計額になるわけですが、当初の設計額といたしましては、建築、電気、機械、あと経費ということで、税込みで1億7,325万円ございました。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 そうすると、金額の部分の内訳を聞きたくて質問したんですけれども、ではほかの部分と一緒に何かやりましょうというのではなくて、あえて言えば仮設トイレがあるよと、ほかの部屋のちょっとした改修だとか、それをこの工事の中で少し手直しをすることかということではないということでしょうか。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 今回このトイレ改修工事につきましては、国の補助を使って行う工事でございますが、基本的にはトイレ改修に伴う部分だけが対象工事となっております。ただ、トイレを全面改修するに当たりまして、例えば配管とか何かの機械設備であったりだとか、そういったところでどうしても既存の校舎部分と取り合う部分等もございますので、その緩衝するところに関しましては、この工事の中で実施していく内容となっております。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

今質問の中で仮設トイレが16基というお話だったと思うんですけれども、現状57基あるものを、多分夏休みだけでそれが稼働ができるようになるのかあれなんですけれども、57基を

工事期間中は16基ということになると思うんですけども、それで大丈夫なのかなというところが心配なんですけれども、いかがでしょうか。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 委員ご指摘のとおり、改修前、今57基トイレがあって改修後48基、でも十分だというふうに答弁したわけなんですけれども、仮設トイレを使っている間は16基で、今、伊奈中学校の生徒は318人いるわけですが、およそ300人を16基のトイレで仮設トイレの間は対応しなければいけないことになります。それにつきましては、様々な基準がありますが、衛生学会の基準で計算しますと、決して快適ではないんですけども何とか賄える数になっています。

ただ、実際問題として場所が外になって移動もありますし、工事の間は生徒、先生含めスタッフの方に非常にご迷惑をかけるところもあるかと思しますので、そこは現状を注視しながら対応をまた考えてまいりたいと考えています。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 いろいろと工夫しながらということと、どうしても一遍にやらずにやらないというところで苦慮されていることだと思うんですけども、大人でしたら休み時間とか待たなくていいんですけども、基本的に休み時間しか行けない状況なのかなというのが、一般的な運用すればということだと思うんですけども、その辺は、例えば休み時間をずらすとか、そういうふうな方向性だとかというものを学校として検討していくのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 そこも実際に状況を見ながら学校と協議して、時間の変更であったりだとか、今使いやすいところに仮設トイレを設置していますが、増設であったり、その状況に応じて様々な工夫をしてみたいと存じます。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 仮設トイレ、この16基の金額は幾らになりますか。

○戸張光枝委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 仮設トイレにつきましては、直接工事費で大体54万6,000円ですが、これに経費等が加わってまいりますので、大体100万円ぐらいになるのかなと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 16基だとなかなか大変なのかなと思うんですけども、実際使えない期間で授業の稼働がどれぐらい、例えば夏休みを除いてどれぐらいの期間、子供たちが普通に学校生活を送っている上で使えないのか、仮設トイレだけで生活するのか、大まかなところでいんで教えていただければと思います。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 まず、工事につきましては、夏休み期間中に壁とか天井のはつりを行って、9月から内装工事とか電気配管等に着手する形で想定しています。実際トイレが使えるようになる時期というのは、恐らく11月ぐらいにはなってしまうのかなと想定していますので、2か月ぐらい非常に我慢を強いる期間が発生するものと想定しています。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

いろいろと工事期間中、難しいと思うんですけども、先生と相談しながら運用のほうを上手にやっていただいて子供たちが困らないように、トイレに行きたくてお腹が痛くなっちゃうとか、中学生なのであれですけども、そういったところも考えますので、学校に行くのがそれが理由で嫌になったりだとかならないように、その辺も含めてしっかりと運用して工夫していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 幾つかあるんですけども、まず、今いろいろ説明聞いていまして、仮

設トイレの16基を例えば10基ぐらいさらに追加して増やすとかというようなことは全然考えていらっしやらないでしょうか。かなり無理が出るような気がするんですけども。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 仮設トイレの設計ですが、今設置をするところは校舎と体育館の間に16基を並べる予定です。その場所で16基にした理由としましては、実際トイレを設置して、くみ取りではなくて、仮設トイレでも水洗で排水ができるような形を考えておりまして、そうしますと既設の配水管等を活用して設置することになりますので、場所と台数が決まってきたものでございます。ただ、水洗にこだわらなければ増設はしやすいというところと、あと、体育館のトイレであったりだとか、そういったほかの、外トイレ、プールに設置してあるトイレだったりだとか、学校には各種トイレがございますので、全部活用することも考えてまいりたいと存じます。

以上です。

[発言する人あり]

○吉川誠一教育総務課長 体育館にある便器数に関しましては、手元に資料がないので即答できません。

○戸張光枝委員長 藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 水洗のほうの仮設トイレが16基ということで、状況によっては、生徒が困っているようであるな、困ると想定したとか、そういう場合には、ぜひ水洗でないトイレでも大丈夫だと思いますので、それを幾つか、10基程度増設したらどうかというのを検討していただければと思います。

それと、これは工事の工程の主な内容となると、やっぱり解体の時期とか多目的の設置時期とか、あと内装工事とか、これらの大まかな工程の内容を教えていただければと思います。時期です、工程の時期、内容ですね。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 工程の時期なんですけれども、やはり夏休み中に音とか振動等が出るような工種をまず夏休みで全て終わらせて、9月以降から、まず配管ですね、配管工事を行って内装に入っていくというような流れでございます。大まかな工程の流れですが、以上でございます。

○戸張光枝委員長 藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 多目的トイレは、いつぐらいに造られますか。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 失礼いたしました。4階建ての建物ですので、トイレに関しましては配水等がございますので縦の区画で通しになってございます。ですので、基本的には下の階から仕上げていくのが一般的ですが、多目的トイレは1階部分でございますので、1階のトイレと併せて多目的トイレも手をつけていくというような流れになるかと存じます。

以上です。

○戸張光枝委員長 藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 くれぐれも生徒たちに迷惑がかからないような形でやっていただければと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

仲島委員。

○仲島雄大委員 仮設トイレなんですけれども、私なんかだと仮設トイレのイメージは工事現場にあるプラスチックのイメージしかないんですけれども、女子の生徒と男子の生徒が混在してやるような形だったりするのかなどか。それと、仮設トイレでもいろんな種類があるものですから、女子に関してはやはりそういう視線という部分を気にしてあげなくちゃいけない年代じゃないかと思っておりますので、仮設トイレに対してどのようなふうにして考えていらっしゃるのか、教えていただけるとありがたいです、お願いします。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 仮設トイレにつきましては、やはり臭いであったりだとか、衛生面という部分で、水洗で考えているわけでございます。また、仮設トイレの物といたしましては、委員ご指摘のように、イベント等とかで使われる一般的な仮設トイレになります。

また、女子生徒、男子生徒の利用でプライバシーであったりだとか、心の問題等あるかと思っておりますが、そこに関しましても実際に使用を始めて生徒の意見を聞きながら対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○戸張光枝委員長 仲島委員。

○仲島雄大委員 それって、生徒の意見を聞く前にこちらが配慮すべきことだと思うんですね。もう想定して分かる部分というのを生徒に聞くというのは、逆におかしな話じゃないかと思うんです。自分たちが当事者となって、プラスチックのあのところで隣に女性がいる、

周りに男子がいるという形になったら、女子生徒はやっぱり行くのをためらっちゃうというのが常識なものですから、そこは逆にこちら側から考えて、それでもまだ足りないところはどこ、どうなんだというのが通常だと思うんですけども、いかがでしょう。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 ご提言のとおりだと存じます。実際また、この仮設トイレ設置につきましては施工業者とも調整して、できる限り配慮したもので何とか設置してまいりたいと存じます。

また、繰り返しにはなりますけれども、体育館であったり、移動は多くなりますけれどもほかのトイレ等とか、できる限りのアイデアを考えて対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 仲島委員。

○仲島雄大委員 ありがとうございます。

配慮ということは大切になると思いますので、その辺のところは検討していただければありがたいです。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 教育長。

○高瀬 浩教育長 今お話しいただいたことは、十分に配慮したいと思います。学校が一番分かっていますので、学校の先生方は子供のことを分かっていますので、子供のことを配慮したものにるようにしっかりやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに。

山野委員。

○山野智彦委員 ずっとトイレの心配ということで続いているわけなんですけれども、例えば先ほどの答弁ですと、1階から順番に上に造っていくという話がありました。11月に全部完成してから全体の供用開始というのが普通だとは思いますが、例えばできた分から下から使っていくような、そういうことというのは考えられないのでしょうか。

○戸張光枝委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 配水の関係で下から工事をしますが、給水が高架水槽を通すところ等もございますので、実際下からでき上った順に使用できるかどうかというのは、施工しながらというところと、施工業者とも調整しながら、できるだけ早くトイレを改修して使用できるように努力してまいります。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 工事完了の確認とかいろいろな問題があるとは思いますが、明らかにちょっと皆さん全体でも心配しているところがございますので、ありとあらゆる手を使って改善を図っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第46号議案 工事請負契約の締結について（伊奈町立伊奈中学校校舎トイレ等改修工事）を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第46号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第47号議案 工事請負契約の締結について（伊奈町立小針中学校西校舎トイレ等改修工事）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 こちらの議案と、あと第46号議案のトイレ改修工事を含めまして、この最低制限価格を設定した一般競争入札による入札方式を採用された理由をお伺いいたします。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 一般競争入札、最低制限価格導入の関係でございますけれども、予定価格が1,000万円を超えるものとなっておりますので、町のほうの委員会を通じて一般競争入札を設定したところでございます。

また、最低制限価格につきましては、先ほどの前議案でもご答弁させていただいたところでございますが、町の建設工事等実施に当たりまして要綱を定めてございます。そういった中で制限価格を設けた入札を行ったところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 今この質問をさせていただきましたのは、今回、加納工務店と小沢工業株式会社がともに6,750万円の入札しました。そのため、地方自治法施行令第167条の県の規定により、くじ引きで落札者を決定しています。この法的根拠のあるくじ引きなんですけれども、同じ入札価格になったら運に任せるという方法は、各事業者の企業努力を反映できない問題点があると思います。同じ6,750万円の入札価格でも両社は違う技術を持っておられるでしょうし、同じ価格でもできることって違うと思うのです。それをくじで決めてしまうのは、事業者にとっても町にとっても何かもったいないというか、何か理にかなわないのではないのでしょうか。

一般競争入札におきましては、総合評価方式もございます。これであれば、入札価格が同じになっても、事業者の持つ技術やコスト削減方法などといったスキルを評価して落札事業者を決定することができます。

そこで、もう一度お伺いするんですけれども、伊奈町が今回総合評価方式を採用されなかった理由をお伺いいたします。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 総合評価方式という入札方式、委員ご案内のとおり確かにございます。

町立小・中学校のトイレ改修工事につきましては、小針小学校のトイレ改修を皮切りにスタートしてきたわけでございます。小学校、中学校と進めてくる中で、入札方法につきましては一般競争入札を採用させていただいてきたところでございまして、幾つか実施の中でも手を挙げてくれる業者がございましたので、今回につきましても同様の入札を行ったところで

ございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 今後ともいろいろな入札方式があると思うんですけども、一番伊奈町にとってよくなるような方式でやっていただけたらと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 先ほどの伊奈中学校と同じ内容で伺いたいんですけども、現状、和式27基、洋式8基ということですが、これはどのように変わるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 まず、改修前は、男子の大便器が12基、女子の大便器が23基ございます。改修後は、小針中学校におきましてはレイアウトの整理等をうまく利用して、男子大便器は12基のまま、女子大便器は23基から24基に1基増やすことができました。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 これは、小便器は、じゃなくなるということでしょうか。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 失礼いたしました。

男子小便器は、改修前23基、改修後も23基で同じままでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 こちらに関しては、伊奈中学校とは違って、例えばバルブ止めとかそういう措置をするのかどうかあれなんですけれども、順次1か所ずつ使えるようになっていくという認識でよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 小針中学校も同じく、できるだけ1階部分からもし使用できるようになればと思っていますが、やはり給排水の絡みがございますので、施工業者と調整しながら、できるだけ部分的な使用が可能ないように進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 そうすると、こちらは仮設トイレは使わずに、新しいほうがあるから、そちらを使って運用するということになるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 そのとおりでございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 こちらは人数的に考えて、旧トイレの今の35か所がなくなってもそれほど困らない、何とかなるという認識でよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 小針中学校につきましても、生徒数の使用に問題なく、快適に利用できる個数が確保できるものでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 それは、工事中も大丈夫でしょうか。特別教室だとか職員室だとかが多い部類のエリアになるのかなと感じるんですけども、工事中、仮設トイレなしで大丈夫だという認識でよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 教育総務課長。

○吉川誠一教育総務課長 増築校舎のトイレを利用することで、その期間、トイレの数は減りますが、対応できる数だと認識してございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 こちらに関しても同じことなんですけれども、学校の先生と、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、相談しながらうまく運用していただいて、休み時間とかそういうのをずらせればいいのかという気もしますので、その辺も検討していただければと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第47号議案 工事請負契約の締結について（伊奈町立小針中学校西校舎トイレ等改修工事）を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第47号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教民生常任委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

ここで執行部の退席をお願いいたします。

暫時休憩とします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時28分

○戸張光枝委員長 では、休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移ります。

まず、所管事務調査について協議したいと思います。

初めに、テーマ決めをしたいと思うんですけども、何かご意見あればよろしくお願いたしたいと思います。

栗原委員。

○栗原恵子委員 いろんなテーマがあるかと思いますが、最近民生委員さんなど、あと愛育会などのなり手不足が結構あちこちから聞かれていまして、実は以前もこの民生委員についてはなり手不足ということで一般質問させていただいた経緯があるので、もし可能であれば、ほかにテーマが出れば別ですが、よろしくお願いたします。

○戸張光枝委員長 というようなご意見がありますけれども、ほかに何か視察したいテーマがございましたらお願いしたいと思います。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 ないようでしたら、民生委員等のなり手不足について、テーマ決めたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 はい、ありがとうございます。

日程決めになるんですけども、その視察先の相手方の予定もございますので、大体10月ですかね、事務局長、すみません。

○大津真琴事務局長 通常ですと10月半ばぐらいですかね、行っています。今カレンダー飛ばしましたので。空いている日を見ていただければと思います。10月の下旬になると、決まっではないですけども、通常であれば決算特別委員会、10月の今回で言えば30、31日、11月1日ぐらいまでがなるのかなと。ただ、ちょっと1日は広報の研修が入っちゃっていますけれども。そんな感じでいけば、空いている日。10月の予定表見ていただければ分かるんですけども、10月の4、5日入っていますけれども、これ中学校の体育祭なんで、委員さんにはお声がけがあるかどうか分からないのでとりあえず入っているんですけども、ここで行かれてもいいですし、12、13日入っていますけれども、これ議長会で議長が行くもので、議長はこちらの視察には行かないというようなお話を伺っていますから、12、13日も大丈夫です。日帰りであれば、18日も大丈夫ですね。

〔「18日は、今言われたんですけども、循環組合の視察が18、19日であると」「19、20日にしましょう」と言う人あり〕

○大津真琴事務局長 18日であれば、日帰りであればオーケーという。

そんな感じですかね。日帰りであれば、23日も大丈夫という感じになってまいります。

〔「相手のほうでこの日だったら大丈夫ですと、その中を候補にしてどれか候補を決めて、その後その日にちを決めれば」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 それで、今この時点で、今局長が挙げてくださった日程で駄目な日、もうこの日は駄目だということがお分かりであれば伺いたいんですけども。10月4日もしくは5日、10月12日、13日、18日、23日。

〔「連合体育大会は」と言う人あり〕

○大津真琴事務局長 多分呼ばれないそうです。

そうすると、そういうのを考えると、24、25日も大丈夫です。

○戸張光枝委員長 24、25日。

〔「監査のほうで、3大体25日前後なので」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 じゃ、25日は駄目で、じゃ、追加が23、24日になります。

テーマ1つなので日帰りでもいいのかなというふうに思うんですけども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 では、駄目な日ございましたら。少し先になりますので、なかなか難しいと思いますが。ないということで、相手先に聞いてよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。お調べいただいて大丈夫です。

〔「事務局に一任します」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 ほかに何かございますでしょうか、所管事務調査について。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 なければ、ほかに委員の皆様から何かございましたら。
富井委員。

○富井篤弥委員 初めてなので余りイメージがつかないんですけども、これ泊まりで行くよ
うな。それとも、何か日帰り日帰りみたいな。

○戸張光枝委員長 日帰りもありますし、泊りもあります。その行く先の、はい。

○富井篤弥委員 分かりました、はい。

○戸張光枝委員長 ほかに大丈夫でしょうか、よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 閉会の前に、副委員長より挨拶をお願いいたします。

○藤原義春副委員長 今日は町内視察から非常に皆さん出かけていただいて、いろいろ質問も
されて、実際の質疑のときにも皆さんのいろんな質問があつて、非常に参考になって、皆さん満足されたとは思いますが、本当にお疲れさまでした。

それで、この委員会が終了した後、この文教民生常任委員会としての集合写真をここで撮
って、あと、議場で一般質問用の各個人の写真をまだ撮られてない方は、その議場で個人用
の写真を撮りますので、それを撮っていただければと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

では、これをもって閉会といたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前11時43分